

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の必要性・概要

近年、資源循環の活性化に伴い、廃棄物等の輸出入は増加傾向にある。このような中、循環資源や中古製品の輸出においては、脱法的に廃棄物等が輸出され、国外で環境上不適正な処理に伴う環境汚染を引き起こすことが懸念されている。また、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、廃棄物等の適正処理を前提条件として、資源の有効利用を促進する必要性も指摘されている。

本事業は、廃棄物等の輸出入管理における我が国の国際的責任を果たすため、事業者等に対する国内外規制の周知徹底や不正輸出防止対策の強化等を行うとともに、アジア圏における資源循環の重要性を踏まえた今後の廃棄物輸入の展開方策の検討を行うことを目的とする。

2. 事業計画（業務内容）

（1） 廃棄物輸出入管理の強化（関連法の施行体制の強化）

バーゼル法及び廃棄物処理法に基づく手続きの適正化・円滑化のため、法に基づく規制内容や規制対象物について、事業者等への周知徹底を図る。また、相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、税関等と連携した輸出入管理に活用するとともに、広く一般に向けて情報提供を行う。

（2） 不正輸出等の対策のための業務

不正輸出の水際対策強化のため、不正輸出が疑われる貨物に関する情報を管理し、税関等の関係者とリアルタイムで共有するための「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理を行う。また、アジア圏の資源循環を背景に、特に取引量の多い廃棄物等に関して、法の規制対象となる範囲、要件等を明確化し、実際の水際対策において活用を図るとともに、廃棄物が中古品や循環資源と偽って輸出されることを防ぐため、規制対象外として輸出された中古品等の物品の輸出先国での処理・利用状況等を調査し、対応を検討する。

(3) 資源循環を踏まえた廃棄物輸入のあり方に関する検討

廃棄物処理法改正による輸入申請資格者の拡大に伴い、循環資源確保の観点も踏まえ、廃棄物輸入に関する考え方の整理と輸入許可に係る適切な審査体制の構築を行う。このため、取引先となるアジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方について調査、検討を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

- ・ 輸出入事業者等に対するバーゼル法及び廃棄物処理法の周知目的の冊子
- ・ アジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
- ・ 「廃棄物等輸出入管理システム」の改良・維持管理
- ・ バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準
- ・ 今後の廃棄物輸入のあり方に関する展開方策

等

<アウトカム>

- ・ 廃棄物等の不法輸出入の未然防止
 - 輸出事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
 - バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物に関する判断基準の明確化
 - 税関と連携した廃棄物等不正輸出の水際対策の強化
- ・ アジア圏を中心とする廃棄物の適正処理及び資源循環への貢献

等

廃棄物等の越境移動に係る 国際的環境問題対策費

輸出入管理の円滑化

- 不正輸出入の防止に向けた、輸出事業者向け説明会や輸出入案件に係る事前相談の実施
- 輸出相手国の関係法制度・運用状況に関する情報提供

事業者向け説明会



輸出入の事前相談



不正輸出対策の強化

- 「廃棄物等輸出入管理システム」による地方税関等との不正輸出情報の即時共有
- 規制対象廃棄物の明確化（中古品等と偽っての不正輸出防止）
- 海外における循環資源の処理・利用状況等についての調査

貨物検査



中古利用目的と称したテレビ



廃棄物輸入のあり方検討

- アジア各国の環境保全及びアジア圏での資源循環の観点から、廃棄物輸入のあり方についての調査、検討

アジアの
環境保全／資源循環



国外廃棄物



国内リサイクル